

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第34号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第12条第14号</u>、第17号及び第18号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5 1日を単位とする<u>第12条第14号</u>、<u>第17号</u>及び<u>第18号の休暇</u>は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>6 1時間を単位として使用した<u>第12条第14号</u>、<u>第17号</u>及び<u>第18号の休暇</u>を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>様式第1号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 <u>特別休暇（第12条第14号、第17号及び第18号の休暇</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、<u>若しくは疾病にかかったその子の世話を又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会</u>が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（<u>その養育する子が2人以上の場合にあつては、10日</u>）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第12条第7号</u>、<u>第14号</u>、第17号及び第18号の休暇（以下「<u>特定休暇</u>」という。）の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>5 1日を単位とする<u>特定休暇</u>は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>6 1時間を単位として使用した<u>特定休暇</u>を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>様式第1号（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 <u>特定休暇</u>を取得した場合には、備考欄に取得</p>

に限る。)を取得した場合においては、備考欄に取得した休暇の種類及び残日数等を記載してください。

した特定休暇の種類及び残日数等を記載してください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。